

かりきったわけですし、いま直ちにやるということでなくて、その段階になりましたら一生懸命にたすというところでございますので、どうかひとつ、いま少々お待ちいただけますかと思ひます。と言つていまないかしらにしているわけではございません。大体いまの補助金等で何とかがまんしてやつていただけるだろうと、又始められる方は全部福祉の重要性を認識して、身を犠牲にしてやつていただけているわけで、それに甘えてはいけませんけれども、いま少々ごしんぼう願いたいということで、御協力をお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) これで最後にしてください。

○二番(松山 清君) 市長にお願いしておきたいが、答弁のときにそんないらぬことまで言わないでほしい。(笑) 聞かれたことだけ答えていただきたいと思います。そういう基本計画の問題は、皆さんいいんだ、いいんだということをつくつたわけですから、これをきちとやるために責任を持ってやつていただきたいと思いますことを申し上げておきます。

○議長(岩田 博君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(岩田 博君) 暫時休憩いたします。
午前十一時四十分 休憩

午後一時十分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際報告事項がありますので、事務局長をして報告をいただきます。

(古谷議会事務局 局長 報告)

一 追加議案の送付について(別添参照)

○議長(岩田 博君) 以上で報告は終わります。

お諮りいたします。

新たに市長から議案二件が提出されました。この際本二案を日程に

追加し、先議したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よつて本二件は日程に追加し

先議することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 追加日程第一議案第八十二号 議会の議員の昭和五十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第八十二号 議会の議員の昭和五十三年六月期期末手当の支給割合を定める条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議員の皆様はこの六月期において支給すべき期末手当の支給割合は、先ほどの全員協議会において御説明申し上げましたとおり、報酬月額百分の二百・五と定めようとするものでございます。

御審議をいただきまして、原案とおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) こう際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号については、委員会付託及び

討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は原

案とおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 追加日程第二 議案第八十三号 福生市の一般職員、昭和

五十三年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第八十三号 福生市の一般職員の昭和五十三年六月

期期末手当の支給割合を定める条例について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案も先ほどの全員協議会において御説明申し上げましたとおり、この六月期において職員に支給すべき期末手当の支給割合を、給料等の月額百分の百七十二と定めようとするものでございます。なお、本案の御議決をいただきますと、職員に支給いたします期末勤勉手当の実質支給率は二・三〇五分と相なるものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については、委員会付託及び

討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は原

案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第四議案第三十五号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君 登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十五号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議八十二 議八十三 議三十五

本案は議会の議員の報酬及び費用弁償 特に議員の報酬につきま
て 福生市の特別職報酬等審議会の答申に基きまして、その額を改定し
ようとするものでございます。

その内容におきましては、議長におきまして現行二十二万五千円を二十四万円に、
副議長二十万円を二十一万五千円に、常任委員長十九万円を二十万五千円に、議
員十八万五千円を二十万円、引き上げ額はそれぞれ一万五千円でございます。率
は議長が六・六七、議員が八・一一、平均をいたしますと七・五〇％の値上げとなり
ます。これに要します金額は四百十四万円でございます。

大変難航でございますが、提案理由並びにその内容の説明にかえさせていた
だきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十五号については、総務委員会に付
託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議
が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第五議案第三十六号 非常勤の特別職の職員、報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君 登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十六号 非常

勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について 提案理由の説明を申し上げます。

議案第三十五号で御提案申し上げましたように 議会議員の報酬並び
に後に出ております市長以下の報酬の改定に伴いまして 非常勤の特別職
の職員につきましても 今回改定を行おうとするものでございます。

その原則的な考え方は 議会議員の報酬の平均アップ率が七・五%でござ
いますので、それを基準といたしまして さらに百円以下で端数につきましては切
り上げ、もしくは切り捨ての方法によりまして整理をいたしまして 今回の値上
げを決定したものでございます。

この結果 教育委員会の委員長につきま
しては月額三万九千円 同委員におきましては二万九千円 選挙管理委員会
の委員長につきましては月額二万九千円 同委員につきましては二万二千四百円
監査委員につきまして 学識経験による者月額二万九千円 同委員につき
ましては月額二万八千円 農業委員会の会長月額二万九千円 委員月額二万二千四百
円 議員は二分の一でございます。又、そのほか行政事務連絡員につき
ましては月額一万二千円 文化財専門委員につきましては月額六千円

社会教育委員につきましては月額六千円 体育指導委員につきましては月
額六千円にそれぞれ改定しようとするものでございまして、これは五十二年四月一日から
適用いたしたいと考えております。

大変難解でございますが 議案第三十六号の提案理由並びにその内容に
ついて説明を終わらせていただきます。

議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号については、総務委員会に
付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議

議八十二
議八十三
議三十五
議三十六

議三十七

が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 よって議案第三十六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第六 議案第三十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君 登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきました。 議案第三十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案も福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、市長、助役、収入役の報酬をそれぞれ改定しようとするものでございまして、市長が現在四十五万円を四十七万五千円に、助役三十九万五千円を四十一万五千円に、

収入役三十八万円を四十万円に改定するもので、その改定の額は市長が二万五千円、助役、収入役が二万円、率は市長が五・五六％、助役五・〇六％、収入役五・二六％でございまして、これは昭和五十二年四月一日から適用しようとするものでございます。

大変雑駁でございしますが、議案第三十七号の提案理由並びに内容説明にかえさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。 議案第三十七号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君）

御異議なしと認めます。

よって議案第三十七号は総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田 博君）

日程第七議案第三十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 上野重勝君 登壇）

○総務部長（上野重勝君）

御指名をいただきましたので、議案第三十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につき、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案も福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、教育長の給与を改定しようとするものでございまして、現行三十八万円を四十万円にしよう

とするものであり、その改定額は二十万円で、率は五・二六％でございまして、昭和五十三年四月一日から適用しようとするものでございます。

大変推挙でございますが、議案第三十八号の提案理由の説明といたします。

○議長（岩田 博君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君）

以上で質疑を終わります。

○十番（指田保雄君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君）

お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 本委員会に付託することに決定いたしました。

よって議案第三十八号は総務

○議長(岩田 博君) 日程第八 議案第三十九号 福生市の一般職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第三十九号 福生市の一般職員の給与に関する条
例の一部改正案について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。
本案は、本市が去る四月一日から部制を施行したことに伴いまして、部長級
の職員の管理職手当の支給率を新たに定めなければならぬ必要から提出申
し上げたものでございます。

現在課長級の職員に對しましては、給料月額が百分の十五に当たる管
理職手当を支給しているのでございますが、部長級の職員に對しましては、部
制施行の四月一日から、課長級より三%増の給料月額が百分の十八に当た

る管理職手当を支給したいということで、本案を提出申し上げた次第でございま
す。

なお、よその市の場合、部長級の職員に管理職手当はどの程度出しているかを
御参考のために申し上げます。給料月額が百分の二十という市が一番多ございま
すか、福生の近隣の青梅市及び昭島市の場合には、給料月額が百分の十八でござ
います。

御審議をいただきまして、原案とおり御可決、御確定あらんことをお願い
申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

○十二番(貫井喜代次君) 先ほど説明がありましたように、部制が四月から施行
されたことに伴って、今回の管理職手当の改正であるが、一五%から一八%に改めよ
うとするものとのことですか、これに對して二、三の質問をするわけでございます。

まず第一番に、この条例の条文についてお尋ねいたします。

まず第十八条の二、第一項を「給料の月額に百分の十八を乗じて得た額」とい

ふうに改めるということでございますか。あえてこの「給料月額」ということを入れなければならぬのかということについて説明されたい。と申しますのは、条文の第十八条の二の管理職手当についての本文について「第五条に掲げられている給料額」というふうにうたつてありましたけれども、さらにここで「給料月額」というのを入れたらどうか。このことを質問申し上げるのは、この第十八条の二で別表給料表が定めてあります。それで別表のとおりとするとされた給料表は、一等級から五等級まである。その内容的には号給と給料月額と明記してあります。ここでなぜ「給料月額」というふうにしなければならなかったのかという根拠を説明されたい。

それから次に、管理職手当に格差をつけようとする根拠とどうか、理由とどうか、部長と課長との管理、監督上の異なるのは、主としてどういう内容をもっているのか。職務内容とどうか、あるいはその責任の範囲、度合いとどうか、あるいは部長と課長が部下職員への教育指導という面について、どういうふうに差ができてくるのか。これらについて定義的なものがあったら、格差をつけるものとあると思うので、それらについて説明をされたい。さらに又、部長と課長との管理、監督

上相違があればこそ、三%という差をここにつけようとするものであろうと思います。とするならば、この三%とした根拠、基礎算定はどういうふうなところからきているのか。こういうふうな点について説明をしていただきたい。

○助役(篠崎俊夫君) いろいろと勉強させていただきました。ありがとうございました。

月額でございますが、これは大意はございませんで、給料額でも給料の月額でもいいわけでございます。たまたま例えば第十条の二調整手当というところに、職員には調整手当を支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額、合計額にか、「月額」という字がは入っているのだから、ここも入れた方がいいのではないかと、どうも正しいかという問題ではなくて、そういうような程度のことを入れたわけでございます。

それから二番目の管理職手当の根拠でございますが、いろいろ勉強させていただきましたが、結局、本を読んでも、みまうと、こういうことのようにございます。福生では昭和三十五年の九月一日に管理職手当ができました。それまでは管理職も時間外勤務手当をもらっていたわけでございます。それでこの三十五年の九

月一日にまず国家公務員の方が管理職については管理職手当に振りかわりました。その理由は結局こういうことのようにございます。普通の職員でござい
ますと、超過勤務の時間というのははっきり捕促することかできるけれども、管
理職は非常に政治的な仕事もございまして、時間の拘束が一般職員と違っ
て不規則である。したがって単に時間数だけで超過勤務の時間を測定するこ
とは困難である。こういうことが一つあったようにございます。それからもう一つは勞
働基準法で、管理監督の地位にある者は、労働基準法で定める労働時間
や休憩、休日に関する規定は適用されないという規定がございしますので、その
二つから管理職手当が国家公務員にもでき、又、地方公務員にもできたわ
けでございまして、ただ少しあいまいだと思えます点は、昔は学校の校長、
教頭、裁判所の判事という人たちに、自宅で仕事をする場合もあるし、そ
ういう関係から、超過勤務時間を捕促することは非常にむずかしいから、
超過勤務手当は出さなかったわけでございますが、その後現在はそのう
た者にも管理職手当が出てくるわけでございます。解説書を読みますと、初
めは管理職手当は、一般職員の時間外手当に変わるものとしてできたわけである

けれども、最近では民間企業に役付き手当というのがございまして、役付き手当と
いうのは管理職の仕事の困難性とか、責任の高度なこと、それから管理職として
の体面、そんなことで、有形無形の出費に対する補償的な性格をもつ、出
費に対する手当というものだそうでございます。管理職手当もそれに若干
民間の企業の役付き手当を加味するようになってきたということが、解説書に書いて
ございます。したがって、管理職手当というのは発足当時は一般職員の超過
勤務時間手当にかわるものとしてできた、それで自治省の通達でも、管理職
手当を出す者については、時間外勤務手当を出してはならないということになっており
ますが、ところが最近では時間外勤務手当の変形、幾らか役付き手当的な
ものも含まれてきたようにございます。

それで課長級と部長級との三%の違いはというわけかということになるわけでご
ざいます。結局時間外勤務手当ということになりますと、課長級と部長級
とのパーセントの差はなくていいわけでございます。ただ民間の役付き手当という
点で見ますと、やはり部長職は課を幾つか持っておりますし、それだけ課
長よりも重要な仕事をしているということ、課長と部長の管理職手当